



市老連だより 15

令和3年9月24日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

社会福祉連携推進法人制度、運営基準等でパブコメ募集 厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は10日、新たな法人制度として創設される社会福祉連携推進法人の制度開始に向けて、運営基準案についてのパブリックコメントの募集を開始しました。

社会福祉連携推進法人制度の施行は、改正社会福祉法の公布日である2020年6月12日から2年以内とされており、22年4月が有力視されています。施行に向けて、厚労省の検討会が5月にまとめた運営基準の案などについて、意見の募集を始めました。

案件名は、「社会福祉連携推進法人認定・運営基準案及び社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱い案等」に関する意見募集で、10日から10月9日までの期間で受け付けています。

基準案の概要では、▽地域福祉支援業務▽災害時支援業務▽経営支援業務▽貸付業務▽人材確保等業務▽物資等供給業務の全部またはいずれかを行おうとする場合に、国、都道府県または市から社会福祉連携推進認定を受けることができるなどとしています。

関連する政令案などについても、「社会福祉法施行令等の一部を改正する政令案」(8月31日公示)、「社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令案及び社会福祉連携推進法人会計基準案」(10日公示)に対する意見募集が行われています。

詳細は下記URLをご確認ください。

①社会福祉連携推進法人認定・運営基準案及び社会福祉連携推進法人 会計基準の運用上の取扱い案等

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210209&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210209&Mode=0)

②社会福祉法施行令等の一部を改正する政令案

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210195&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210195&Mode=0)

③社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令案及び社会福祉連携推進法人会計基準案

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210208&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210208&Mode=0)

【発信元】 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10大阪市立社会福祉センター 311
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612
e-mail:info@sirouren.jp URL:http://sirouren.jp